

マンション管理計画 認定制度



概要

管理組合が作成するマンションの管理に関する計画が、一定の基準を満たす場合、適切な管理計画を持つマンションとして市の認定を受けることが出来る制度です。

認定を受けることでこんなメリットがあります!

メリット 1 管理意識の向上

区分所有者のマンション管理への意識が高く保たれることにより、管理水準の維持向上が図られやすくなります

メリット 2 資産価値の向上

将来にわたり長く使うことができるマンションとして客観的に評価され、資産としての価値を守ることができます

メリット 3 優遇措置

(独)住宅金融支援機構による優遇措置
「フラット35」
「マンション共有部分リフォーム融資」
「マンションすまい・る債」

メリット NEW 4 マンション長寿命化促進税制

管理計画の認定を受けたマンション等において、長寿命化工事等、一定の要件を満たすと固定資産税が減額されます



詳細は市HPを



お問合せ先

久留米市 都市建設部 住宅政策課

TEL: 0942-30-9139

FAX: 0942-30-9743

E-mail: housing@city.kurume.lg.jp

市ホームページに詳細を掲載

久留米市 マンション 認定

検索

認定基準

- ①管理組合の運営
- ②管理規約
- ③管理組合の経理
- ④長期修繕計画の作成及び見直し等
- ⑤その他（市独自基準を含む）

市の独自基準とは…

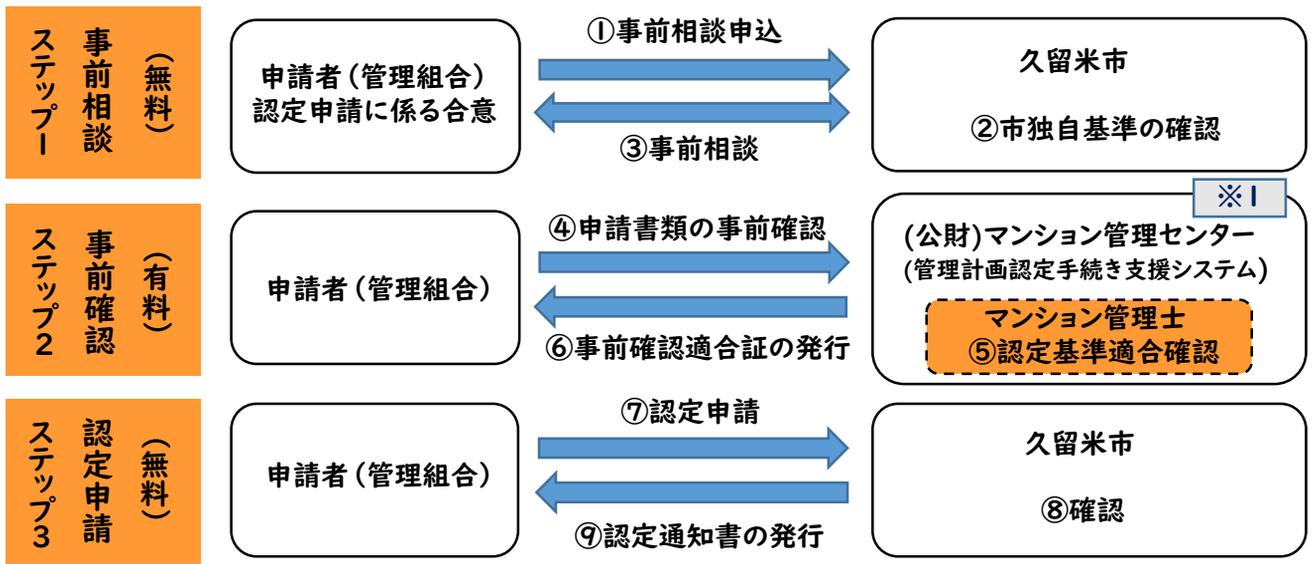
耐震診断、防災に向けた取組、マンション内のコミュニティ形成や地域との連携に向けた取組など。

認定基準の詳細については市HPをご確認ください☎☎☎



認定申請の流れ

まずは、久留米市へ事前相談を！



※1 (公財) 手続きの詳細については、ホームページ等をご覧ください
(公益財団法人マンション管理センターホームページURL)

<https://www.mankan.or.jp/>



支援制度

マンション管理士派遣制度

管理計画認定制度のほか、長期修繕計画や耐震・建替えなどのご相談が可能です。

詳細は市HPを



【お問い合わせ先】裏面に記載しています